

# news letter

令和7年3月25日発行  
日本生徒指導学会関西地区研究会

## 関西発！元気の出る生徒指導 ～いじめの重大事態の未然防止に向けて私たちができること～

日時：令和7年2月15日(土)

場所：堺市三国ヶ丘庁舎【大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町1丁目33番1】

### (1). 基調講演

「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について」

関西外国語大学 教授 日本生徒指導学会関西地区研修会会長 新井 肇

本年8月、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂された。背景には、本年10月に公表された「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」でも示されたとおり、近年のいじめの重大事態の発生件数の増加や、それらに対する法や基本方針、ガイドライン等に沿った適切な対応及び調査に依然として課題が見られるという危機意識がある。今回の改訂内容を踏まえて、円滑かつ適切な調査の実施及びいじめの対象児童生徒等に寄り添った対応について考えてみる。



### 1. いじめの現状といじめ防止対策の課題

- いじめの認知件数は増加しており、かつ深刻化している状況。
  - いじめの重大事態の発生件数は1,306件（前年度から387件（42.1%）増加し、過去最多）。
  - 背景として、いじめ防止対策推進法の理解が進み、重大事態の積極的な認定や保護者の意向を尊重した対応がなされるようになった。
  - 一方で、学校としていじめの兆候を見逃してしまうなどの早期発見・早期対応への課題や個々の教員が一人で抱え込んでしまうなどの組織的な対応への課題が見られた。
  - 重大事態のうち、490件（37.5%）は、重大事態として把握する以前にはいじめとして認知されていなかった。
- なぜ、法の定義を共通理解していじめを認知し、教職員間で危機意識を共有したうえで、情報共有に基づく組織的対応を行うことができないのか。
  - ☞ 【今、学校・教職員に突きつけられている課題】

- 「いじめ防止対策推進法」（2013）成立の意味。
  - いじめ防止に社会総がかりで取り組む決意を示す。
  - いじめが児童生徒の自浄作用や学校の教育的指導に頼るだけでは解決が難しいほどに深刻化し、制御のために法的介入が行われることになった。
  - 法制化は、学校におけるいじめ対応に大きな転換を迫るものである。
    - ☞【学校を社会に開かれた場にする】
    - ☞【教職員が法の正しい理解に基づく適切な対応を行う】
- 危機を回避するためのリスク・マネジメント（ハインリッヒの法則）
  - 1件の大きな事故・災害の裏には、29件の軽微な事故・災害、300件のヒヤリ・ハットがあるとされる。
  - 重大事故や災害の防止のためには、事故や災害の発生が予測されたヒヤリ・ハットの段階で対処していくことが重要。
    - ☞【空振りを恐れない】 【正常性バイアスに陥らない】
    - ☞【いじめが潜んでいる対象と内容の範囲を最大化し、いじめが深刻化する危険（リスク）を最小化する】
- いじめは見つけようとしなければ見つからない。
  - 発達支持的生徒指導としてのいじめ防止につながる取組。
  - 児童生徒理解に基づく実効的・組織的な対応。
  - 社会総がかりで子どもを守り、支える。
    - ☞【めざすべきは「いじめゼロ」ではなく「いじめ見逃しゼロ」「重大事態ゼロ】。

## II. いじめの重大事態の調査に関する「ガイドライン」の改訂

- 「ガイドライン」（2017）改訂の背景。
  - いじめを背景とする自殺等の深刻な事態の発生。
  - 「法」の施行から10年が経過したにもかかわらず、依然として「法」や国の「基本方針」に基づく対応が十分に行われていないケースの存在。
  - 平時からの学校と教育委員会等の連携不足による対応の遅れ。
  - 事前説明不足による調査開始後の保護者との信頼関係の毀損。
  - 重大事態報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例。
    - ☞当該重大事態が発生した学校において、学校の設置者もしくは調査委員会の委員長等から調査報告書の内容を説明し、対応の改善について協議する等の取組を行う（調査報告書を作成したら終わりでない）。

## III. いじめの重大事態の未然防止

- いじめの重大事態を引き起こす要因
  - 教職員の「法」や「基本方針」の理解の不足、法のいじめの定義や「いじめ解消」の共通理解。
  - 教職員のいじめに関する研修の不足、いじめの見逃しや早期発見の不全。
  - 危機意識の希薄化、情報共有の不足、組織的対応の課題 等。
- 問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケースについては、早い段階から、SC やSSW 等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進めることが求められる（困難課題対応的生徒指導）。

- 学校の組織的生徒指導力の向上
  - 学校が継続的に自らの組織を改善していくためには、学校が「学習する組織」へと変容していくことが求められる。
  - 教職員個々の生徒指導の力量形成だけでなく、学校組織として取組を振り返り、組織改善を継続できる学校の組織力の向上を図ることが目指されなければならない。
- 「学習する組織」としての学校（Learning Organization）
  - 自らの実践や経験を絶えず検証し、成功や失敗から気づきや教訓を得て、実践を修正し、次に生かすことを通して学習が生まれる（省察的な学習能力）。
  - 得られた気づきや教訓を、組織全体の学びとして次の実践に生かす。
  - 自らの先入観や態度を問い、実践や計画を遂行する際に、自分たちがどのように物事を認識しているか、また、どのように思考しているかを省察する（探求的スタンス）ことで、目標と結果の不一致を修正する（ダブル・ループ学習）。

☞ダブル・ループ学習を促進できる組織力の構築が生徒指導において重要。
- 学校の組織改善（「学習する組織」になる）を阻む障壁
  - 自分の職務にだけ焦点を当てていると、各々が相互に絡み合ったときに出る結果に対して、責任感をもつことができない。【私の仕事は〇〇だから】
  - 問題の原因は自分たちの外部にあると考える傾向。【悪いのはあちら】
  - 理論や見通しに基づいた対応を怠ってしまう。【先制攻撃の幻想】
  - 目の前にある個々の出来事への対応にばかりとらわれていると、背後にあるパターンに気づいたり、いくつかの出来事をつないでいるシステム的な問題を理解したりすることが妨げられてしまう。【出来事への執着】
  - 居心地がよいと思う環境の中に長くいると、その環境に潜む問題が問題として見えなくなり、慣れから惰性的な思考に陥ることの危険性【ゆでガエルの寓話】
  - 過去に学ぶ学習だけでは、予想が難しいような新たな事態に対応することはできない。【経験から学ぶという錯覚】
  - 組織を構成する誰もが当事者意識をもって考える主体とならなければ、学校の組織改善は進まない。【経営チームの神話】
  - 確証バイアス（Confirmation Bias）に陥らない。【決めつけや思い込みを排す】
- 組織に「心理的安全性」を確保する ～「チーミング」～
  - メンバーの全員が、発言することに対して恐怖や不安を感じていない状態」、つまり、「無知、無能、否定的、邪魔だと思われる可能性のある言動をしても、このチームなら大丈夫だ」という『信念』が不可欠。
  - 心理的安全性が十分に高く、どの立場の、どの年齢のメンバーも対等にアイデアや意見が出し合えれば、学校の指導・相談体制は協働的で実効的なものとして機能。